

「令和3年度 函館市医療・介護連携多職種研修会」 医療関係者向け研修会（動画公開）【質問と回答】

テーマ：「介護サービスについて

～居宅サービスと看護小規模サービスの違い～

講師：SOMPOケア函館昭和 居宅介護支援 管理者 加藤 由美 様

質問と回答

①質問：看多機では急な宿泊はいつでも対応できるのでしょうか。訪問サービスについて、夜間の見守りや就寝準備などもお願いできるのでしょうか。

回答：当社の運営状況にて回答すると、急な宿泊は、居室の空きによって対応が異なります。同日に2名重なると困難になることがあります。夜間の訪問サービスは、21：00まで終了できるサービスについては定期訪問で対応できます。21：00以降のサービスについては、オンコール対応となり、随時サービスであれば対応できます。宿泊、訪問サービスとも事業所によって運営方法が異なりますので、ご確認いただければと思います。

②質問：「居宅サービス」利用において SOMPO ケア内の中での各サービスにおいて、事業所が別々な為各々契約書が必要になる、ということでしょうか？

回答：はい。サービス事業所それぞれで契約が必要となります。

③質問：
・『居宅サービス』のサービス担当者会議の寸劇で、デイサービス、訪問看護、訪問介護の3名の方が、管理者の札をつけていました。これは各事業所の管理者が出席してサービス担当者会議を行っているということでしょうか？新たに追加してデイサービスも加えるから契約書を書いていたということでしょうか？
・『看護小規模』では事業所内のスタッフ（CM、ヘルパー2名）が会議をしていた、それは看護小規模の事業所内のスタッフだけで、利用者に対してのサービスを行うのでいつも変わらないスタッフが関わるということでしょうか？

回答：
・寸劇では、各事業所の管理者が担当者会議に出席していましたが、状況によって変化します。（訪問介護⇒サービス提供責任者 訪問看護⇒訪問看護師 デイサービス⇒生活相談員）
デイの利用が追加になるので、担当者会議、契約を行っています。
・看護小規模のスタッフの会議は、事業所内でのカンファレンスの様子でした。看護小規模多機能のサービスの「いつも変わらないスタッフが関わる」については、質問の通りです。

④質問：教えていただけますか。退院時にかかりつけ薬局があれば、薬剤師もカンファレンスに参加しているのでしょうか。在宅後の服用に際して、お薬の変更や服用方法を検討し、変更できるのであれば、専門的な視点で医師へ伝え、変更していただくことも考えられます。（インシュリン使用から内服への切り替えや服用方法、服用回数の変更など）当薬局は、退院後にケアマネさんがお薬を持参し、用法や日時を記載して配達してほしいと依頼されて対応しましたが。

回答：退院カンファレンスの時に、薬剤師さんが来てくれた事例はあります。

- 麻薬等を使用する方で、訪問診療、訪問看護なども利用し退院する方でしたので、病院の方で事前に薬剤師さんの方にカンファレンス参加の連絡をしてきていました。

- 透析の方で、薬の回数が多く家族の支援も困難な方がおり、CMが薬局主治医に連絡し居宅療養管理指導で入ってもらった事もありました。

薬剤師さんの介入は重要な支援となりますが、CMからの発信だけでなく、ヘルパーさんや、デイなど多職種からの発信があれば、CMとして主治医や薬剤師さんに相談し介入してもらっています。